

## 建築構造設計基準【概要】

### ■目的・概要

建築構造設計に関し、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的に、「官庁施設の基本的性能基準」に定める性能の水準を満たすための標準的な手法や技術的事項を定めたものです。

### ■主な内容

- ・構造計画について
- ・構造材料、荷重及び外力について
- ・構造計算（性能の水準の確保）について
- ・構造種別（RC造、SRC造、S造）ごとの設計について
- ・基礎構造について

### ■主に使用する時期

- ・設計段階、工事段階

### ■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・法令、「建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省国土技術総合政策研究所他監修、全国官報販売協同組合）等に加え、本基準の技術的事項等に基づき、各部の設計を行います。
- ・工事における設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、本基準を確認します。

### ■適用に当たっての留意事項 [発注者、設計者共通]

- ・本基準は、官庁施設の構造設計にあたり、法令等に加えて求める内容を規定したものであり、構造設計に必要な事項を網羅的に規定したものではありません。関係法令、「建築物の構造関係技術基準解説書」等に基づいて設計を行った上で、本基準の技術的事項等に基づき、設計を行う必要があります。
- ・本基準を円滑かつ適切に運用するために必要となる具体的な事項が「建築構造設計基準の資料」に示されていますので、併せて確認して下さい。